

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市フードバンク活動支援事業補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等の多様なニーズに対応するとともに、その支援体制の強化を目的に、フードバンク活動事業を行う団体の事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	市内に事業所を有する食料や日常生活用品等の物資支援を行う民間団体
補助対象経費	食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借上料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1 団体当たり、上限50万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	10/10
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	食料品等の一斉配布会を月1回程度の頻度で開催する。
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和8年1月14日
見直し時期	令和9年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 補助事業の募集については、市内に事業所を有する食料や日常生活用品等の物資支援を行う民間団体と直接調整する。
事業担当	（担当部署） 社会福祉部社会福祉課
	（電話番号） 0259-63-5113